

## 「戦略の柱」の見直しの考え方について

本プランの策定後、本市においては「岸和田市中小企業振興条例」を制定しており、条例第3条2項には「中小企業の振興は、市内中小企業者の自主的な努力及び創意工夫によることを基本として推進されなければならない。」とされている。

今回、この「自主的な努力及び創意工夫」をしている事業者、すなわち「がんばる事業者」に対して、徹底的に応援していくことを明確にし、“強い”岸和田産業を実現していくための戦略的な考え方をより鮮明にすることを意識して、「戦略の柱」を位置づけることとした。

また、現行プランでは、施策体系外としていた「新戦略プランの推進体制」を体制等の重要性を踏まえて、戦略の柱として位置づけることとした。

以上のことから、次の3つを「戦略の柱（案）」として設定する。

### ■戦略の柱（案）

#### 戦略1 新事業展開応援プログラム

経済のグローバル化や産業構造の転換等によって激変する産業環境の変化に対応し、技術革新や新たな商品・サービスの提供等に果敢にチャレンジする事業者の取り組みを応援するとともに、市内に創業、立地・拡張しようとする事業者を優先的に応援する。

#### 戦略2 活力強化応援プログラム

人材、情報、資金等の面から、事業者の経営環境の改善を支えるとともに、岸和田産業の魅力を発信し、市全体で岸和田産業の活力強化を応援する環境を整える。

#### 戦略3 支援体制充実プログラム

現行プランの下で十分に整備することができなかった産業支援体制について、本プランでは着実に取り組んでいくことを重要な戦略の一つとして位置づける。

<参考：岸和田市中小企業振興条例抜粋>

第3条 中小企業の振興は、第1条に規定する目的のために推進されなければならない。

- 2 中小企業の振興は、市内中小企業者の自主的な努力及び創意工夫によることを基本として推進されなければならない。
- 3 中小企業の振興は、市、市民、事業者及び経済団体等の協働により推進されなければならない。
- 4 中小企業の振興は、地域の自然、歴史並びにだんじり祭りその他の伝統及び文化を観光資源として活用すること、並びにこれらの伝統及び文化を継承する人材の保護及び育成を基本として推進されなければならない。